

松野町林業新規就業者支援事業



森の国『松野町』では、新たな林業の担い手となる方を全面的に支援しています。目指せ『フォレストワーカー』！！

1 対象となる方

- ▲ 50歳以下の方で、林業事業体に就業したい方
- ▲ 町内在住者または、松野町内に転入してから3ヶ月以内に対象事業体と雇用契約もしくは、林業事業体と雇用契約後、その年内に松野町へ転入される方
- ▲ 転入後、3ヶ月以内に南予森林アカデミーに入講された方で、卒業後3ヶ月以内に林業事業体と雇用契約を締結することが見込まれる方

2 支援の内容

就業・定住支援金の交付

- ▲ 愛媛県外からの転入者:130万円の交付(就業支援金:60万円+定住支援金:70万円)
- ▲ 愛媛県内からの転入者:106万円の交付(就業支援金:36万円+定住支援金:70万円)
- ▲ 松野町内在住者からの就業の方は下記のとおり交付
 - ▲ 25歳以下の方は、3年で総額100万円の支給(1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円)
 - ▲ 26歳以上40歳以下の方は、2年で総額50万円の支給(1年目:30万円、2年目:20万円)
 - ▲ 41歳以上50歳以下の方は、1年で総額30万円の支給

※定住支援金は、対象従業員となってから6ヶ月以上引き続き雇用される見込みの方が対象

住宅支援金

- ▲ 町内の賃貸住宅に居住した場合、1ヶ月の家賃額または、2万円のうちいずれか少ない額
- ▲ 最大60ヶ月(5年)で120万円の支給

※町内在住者は対象外

3 対象となる林業事業体

- ▲ 愛媛県知事が認定林業事業体として認定し、かつ松野町内の森林経営管理の認定を受けた事業体
- ▲ 現在、対象となる事業体は、南予森林組合及びフォレスト株式会社が該当しています。

4 支援までの流れ

- STEP 1 認定林業事業体と雇用契約を締結及び居住要件の調整
- STEP 2 認定林業事業体が松野町へ支援申請
- STEP 3 認定林業事業体が松野町へ補助金請求
- STEP 4 松野町が認定林業事業体へ補助金支出
- STEP 5 認定林業事業体が林業新規就業者へ支援金を支給

ご自分ですることはSTEP1だけ、あとは認定林業事業体の従業員として林業の発展に力を尽くしてください。